

■敬老の集い
おおむね60歳以上の高齢者を対象に講演会やアトラクションなどの催しを9月下旬に開催しています。

■敬老祝品支給等
敬老祝品・満百歳者表彰 80歳、88歳、101歳以上の方。また満100歳の誕生日を迎える方に祝品などを贈呈しています。

※金婚夫婦祝品 熊本市制度なし
■災害見舞金等
■火災による死亡

- 1人につき 5万円
- 全壊・全焼 1世帯につき 2万円
- 半壊・半焼 1世帯につき 1万円
- 床上浸水 1世帯につき 5千円
- 重傷 1人につき 7千円
- ひとり親家庭等医療費助成事業
- ひとり親家庭に医療費の一部を助成しています。

▼協議第33号 環境対策事業の取扱い(その2)

○熊本市のみの事業であり、合併後は富合町域を含む全市域を対象として、事業を継続するものとして承認されました。

- 人工かん養促進事業
地下水かん養を図るため、連棟式のビニールハウスに降った雨水を浸透させる施設を設置する方に助成を行います。
- ・助成額 市が定める基準工事費か、申請工事費のいずれか低い工事費の10分の9

■水資源有効活用促進事業
水資源の有効利用を図るため、下水道の整備により不用となった浄化槽を雨水貯留槽に転用する方、また、個人住宅の

屋根に降った雨水を貯留する雨水貯留タンクを設置する方に助成を行います。
・雨水貯留槽 工事費の3分の2以内助成(限度額：7万円)
・雨水貯留タンク 工事費の3分の2以内助成(対象200ℓ以上、限度額：3万5千円)

富合地域の農業用排水・用排水施設など
地元負担が軽減します

▼協議第34号 農林水産関係事業の取扱い(その2)

- 次のとおり取り扱つものとして承認されました。
- 農業振興地域整備計画変更
合併後3年をめどに、統合のための計画変更を行います。
- 農業振興地域整備促進協議会
合併後、農業振興地域整備計画の変更時期に併せ、熊本市の協議会に統合します。
- 農業構造改善事業補助金
平成21年度まで現行どおり継続します。
- 農業生活研究グループ連絡協議会補助

■金
熊本市のグループ(3支部14グループ)に加わり活動することとし、富合町の補助金は廃止します。

■農産物新品種導入補助金
■酪農ヘルパー補助金
合併後3年間は現行のままとし、その後富合町の補助金は廃止します。

■生産体制強化対策事業
農業経営の安定化を図るため、生産体制強化のための組織活動に対する支援、農産物の品質向上、生産体制の確立のための支援などを行っており、合併時に熊本市の制度に統合します。

■畜産振興事業
畜産経営の安定化を図るため、組織活動に対する支援や高品質生産能力を有する家畜の生産および防疫に対する支援を行っており、合併時に熊本市の制度に統合します。

■基盤整備事業
■単県土地改良事業
■農業用施設災害復旧工事
合併時に熊本市の制度に統合します(左表参照)。

▼熊本市の農業にかかる整備事業等

基盤整備促進事業 (団体営)			
農業用排水施設負担率	国50% 市35%	県15% 地元0%	
農業用水施設負担率	国50% 市21%	県15% 地元14%	
暗渠排水負担率	国50% 市21%	県15% 地元14%	
農道整備負担率	国50% 市35%	県15% 地元0%	
経営体育成基盤整備事業 (県営)			
圃場整備負担率	国50% 市11.25%	県27.5% 地元11.25% (別途6割を補助)	
単県土地改良事業			
用排水施設、農道整備負担率(自治体主体)	県40% 市60%	市60% 地元0%	
用排水施設負担率(土地改良区主体)	県40% 市24%	市36% 地元24%	
農業用施設災害復旧工事 (補助)			
1カ所の事業費が40万円以上			
負担率	農地	国50% (残り50%を市60% 地元40%)	
	施設	国65% (残り35%を市100% 地元0%)	
農業用施設災害復旧工事 (市単独事業・補助)			
1カ所の事業費が6万円以上40万円未満			
負担率	農地	市50% 地元50%	
	施設	市100% 地元0%	

■農業委員会あつせん基準
合併時に熊本市のあつせん基準に統合します。

■農業委員会諸証明手数料
合併時に熊本市の制度に統合します。

・農地に関する証明 1件300円
ただし、許認可などの事務の一環として地方公共団体に提出する農地基本台帳記載事項証明は無料となります。

▼協議第35号 商工・観光関係事業の取扱い(その2)

富合町商工会への補助金は、現行どおり存続します。

○次のとおり取り扱つものとして承認されました。

- 商工会補助金
- 企業立地促進事業

合併時に熊本市の制度に統合します。
ただし、合併時に富合町工場等設置奨励条例に基づき指定を受けている企業などについては現行どおりとします。

- 中小企業団体支援事業
- 中小企業金融対策事業
- 経営相談事業
- 労働環境・福祉向上事業



中小企業に対する様々な支援事業等は、熊本市のみの事業であり、合併後は富合町域を含む全市域を対象として、事業を継続します。